

て放蕩されたので一應北九州金庫事務組合本部（八幡市
前田幸町）西田健太郎方に引掛け謝儀協賛の結果代表者
西田健太郎外十六名を遊び事長並に事會議長（首日は午
昏一時より事長遊事會開會）宛夫々左記條項の嘆願書
を提出することになつたのである。

嘆 願 書

- 一、早く仕事を増して貰ひたまふ事
- 二、長雨の時は日給の六分を目々支給せられたる事
- 三、最低賃金を男一圓五錢、女一圓に値上せられたる事
（別に標準賃金は男一圓四十錢以下一圓以上、
女一圓九十錢以下五十錢以上）
- 四、一ヶ月二十日以上働かせて貰ひたまふ事
- 五、八時間労働制を即時實施せられたる事

- （因に現在勤務時間は十時間但し作業の状況に依り
一時間以内休憩）
- 六、ヤリヤリ制度を撤廃せられたる事
（別にヤリヤリ制度とは標準増進政策の爲（ト）ロ押
しのみに對して）採れる本事業唯一の工程増進
策なり）
- 七、公務の場合給費の支給は毎勤金前送日給の金額を
支給せられたる事
- 八、同一労働に同一賃金を支給せられたる事
- 九、救済事業の性質を曲解し、労働者を労働を強ゆる
爲め若や女は仕事に耐へず退職勧告は之等の人々を
退職から突き退へす此の如き暴戻なる使役方法を改
善して仕事を今少し減額せられたる事